

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成18年9月29日

生駒市水道事業管理者 職務代理者

水道局長 中井 利治

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市水道局職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第89条第1項」を「第89条」に、「、必要な」を「必要な」に改める。

第14条第2項中「14の項」を「15の項」に改める。

第19条第2項中「（様式第2号）」を削る。

第27条中「様式第3号」を「様式第1号」に改める。

第28条中「（様式第4号）」を削る。

第29条中「様式第5号」を「様式第2号」に改める。

第32条第1項中「（様式第6号）」を削る。

第33条中「（様式第7号）」を削る。

第35条中「様式第8号」を「様式第3号」に改める。

別表第2の4の項第2号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改め、同表中20の項を21の項とし、11の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間
--	------------------

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とする。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第2号とする。

様式第6号及び様式第7号を削り、様式第8号を様式第3号とする。

#### 附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。